

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定（保険課）

- 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定の解除予定（造林課）
- 遊漁規則の変更の認可（水産課）

告 示

鳥取県告示第五百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年六月一日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成二年五月二十二日
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八一 一二	平成二年五月二十六日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	平成二年五月二十五日
北山内科クリニック	倉吉市東巖城町一八三	平成二年五月十五日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	平成二年五月二十八日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九三 六一一	平成二年五月二十三日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	平成二年五月二十三日

鳥取県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

基つき、社土地改良区の定款の変更を平成二年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十六号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三栗地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年六月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業大鴨地区農業用排水と農道整備を一体としたもの	平成二年三月二十日
大誠地区	平成二年三月十日

鳥取県告示第五百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字弥藤治五七六の四・五七六の八・五七六の九
 ・五七六の一八・五七六の二〇・五七六の四六から五七六の四八まで・
 五七六の八五・五七六の八六（以上一〇筆について次の図に示す部分に
 限る。）、五七六の八七から五七六の九〇まで、五七六の九一・五七六の
 九二・五七六の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、
 五七六の一四から五七六の一六まで、五七六の一八から五七六の
 一二〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六の
 一二一、五七六の一二二（次の図に示す部分に限る。）、五七六の一五
 九、五七六の一六〇、四七六の一六三、五七六の一六四、五七六の一六
 六から五七六の一六九まで、五七六の一七一

二 保安林として指定された目的
 水源のかん養

三 解除の理由
 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
 役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定
 に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成二年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一
 - (一) 漁業権者の名称及び住所
 千代川漁業協同組合
 八頭郡河原町大字長瀬
 - (二) 漁業権の免許番号
 共同漁業権内共第一号
 - (三) 認可に係る変更の内容
 次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法等	期 間		遊 漁 料	
	年 間	一 日 限 り	現 行	改 正 後
さお釣り、手釣り、やす、 徒手採捕及びたも網（以 下「さお釣り等」という。） 投網（さお釣り等に併用 することができる。）	年 間	一 日 限 り	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円
	年 間	一 日 限 り	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	年 間	一 日 限 り	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円

川	舟	年 間	一隻につき 二五、〇〇〇円	一隻につき 三〇、〇〇〇円
---	---	-----	------------------	------------------

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二年六月一日

(一) 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市大平町一〇三一二

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

(三) 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法等	期 間		遊 漁 料	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
さお釣り及びたも網	年 間	四、〇〇〇円	年 間	五、〇〇〇円
	一日限り	二、〇〇〇円	一日限り	三、〇〇〇円
投網（さお釣り及びたも網に併用することができる。）	年 間	八、〇〇〇円	年 間	一〇、〇〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二年六月一日

三

(一) 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

米子市熊党三三三一一

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

(三) 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法等	期 間		遊 漁 料	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
さお釣り及び手釣り	年 間	四、〇〇〇円	年 間	五、〇〇〇円
	一日限り	二、〇〇〇円	一日限り	三、〇〇〇円
手押、たも網及び投網（さお釣り及び手釣りに併用することができる。）	年 間	八、〇〇〇円	年 間	一〇、〇〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二年六月一日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】